

日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議運営規則（案）

平成26年7月〇日

日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議決定

1. 有識者会議の運営

有識者会議の議事手続その他、有識者会議の運営については、「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議の開催について」（平成26年7月4日内閣府特命担当大臣決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2. 議事

- (1) 座長は、有識者会議の進行を務める。
- (2) 座長は、座長の職務を助けるため、委員の中から座長代理を指名することができる。座長代理は、座長の命により、座長の職務を代理することができる。

3. 書面による意見の提出

都合により有識者会議に欠席する委員は、座長を通じて、付議される事項につき、書面により意見を申し出ることができる。

4. 資料の公表

有識者会議での配布資料は、原則として有識者会議終了後速やかに公表する。

5. 議事要旨の公表

有識者会議の議事要旨は、原則として有識者会議終了後速やかに作成し、公表する。

6. その他

この規則に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、座長が定める。